

大洲市農業委員会定例総会議事録

①	日	時	令和2年7月6日(月) 午前10時00分～午前11時17分				
②	会	場	大洲市役所 2階大ホール				
③	出席委員						
1	池田幸二	2	吉岡きみ子	3	長岡誠一	4	尾山満則
5	西岡輝治	6	台越正洋	7	菊池啓二	8	森岡芳文
9	菊地正夫	10	幸野登吉	11	上田健二	12	川本由紀美
13	矢野正祥	14	山首憲市	15	(欠員)	16	宮浦実
17	石岡猶一	18	中岡京子	19	池田雄一	20	森永茂史
21	橋本英司	22	都築孝壽	23	水本福泉	24	池浦萬里子
25	丸井幸造	26	田中賢寿	27	垣見正志	28	西内清信
29	大本昭裕	30	武知明	31	城本豊子	32	中本祐市
33	坂幹幸	34	久保壽男	35	浅野誠司	36	往見康範
37		38	有友章治	39	請田竹男		
④	欠席委員	37	菊地久美子				
⑤	遅刻委員						
⑥	事務局	吉岡事務局長	富永次長		都築専門員(農政)		
		菊地係長(農地)	土居書記(農政)				
⑦	農林水産課	菊池課長	竹田課長補佐		山田主査		
⑧	会議の内容	議案第41号	農地法第3条の規定による許可申請について				
		議案第42号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について				
		議案第43号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について				
		議案第44号	農業振興地域整備計画の変更について				
		議案第45号	農用地利用集積計画の決定について				

事務局（局長）

只今から令和2年第7回大洲市農業委員会定例総会を開会いたします。開会に当たり、宮浦会長からご挨拶をお願いいたします。

会 長

（会長挨拶）

事務局（局長）

只今から議案審議に移らせていただきます。会議規則第3条によりまして、宮浦会長に議事の進行をお願いいたします。

議 長（会長）

これより本日の会議を開きます。
本日の出席委員は、農業委員19名中18名、推進委員20名中19名で定足数に達しておりますので、総会が成立していることをご報告いたします。
本日、37番 菊地久美子委員より、欠席の報告を受けております。また、推進委員1名は、現在欠員となっております。
本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりであります。まず、日程第1、事録署名委員の指名を行います。
議事録署名委員に、3番 長岡誠一委員、4番 尾山満則委員を指名いたします。
次に、日程第2、書記の指名を行います。
本日の会議の書記に事務局の土居書記を指名いたします。
それでは、日程第3、議案審議に入ります。

議 長（会長）

まず、議案第41号『農地法第3条の規定による許可申請について』を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局
（専門員兼農政係）

失礼いたします。
議案第41号「農地法第3条の規定による許可申請について」をご説明します。
1番、東大洲の土地、田2筆・3,281㎡及び畑3筆・2,804㎡は贈与による所有権移転です。
所有権移転後も、引き続き、水稻・野菜の栽培を行います。
農業は、譲受人家族が年間を通して従事します。
2番、菅田町菅田の土地、田4筆・3,013㎡及び畑1筆・1,047㎡は売買による所有権移転です。
所有権移転後も、引き続き、水稻・野菜の栽培を行います。
農業は、譲受人夫婦が年間を通して従事します。
3番、八多喜町の土地、畑1筆・455㎡も売買による所有権移転です。
所有権移転後は、果樹（栗）の栽培を行う予定です。
農業は、譲受人家族が年間を通して従事します。
4番、長浜町今坊の土地、樹園地28筆・合計37,809㎡は贈与による所有権移転です。
所有権移転後も、引き継ぎ、主に果樹の栽培を行います。
農業は、譲受人家族が年間を通して従事します。
5番、長浜町櫛生の土地、畑3筆・合計9,416㎡は売買による所有権の移転です。
所有権移転後は、野菜等の栽培を行います。
農業は、譲受人家族が年間を通して従事します。

以上、5件のご審議をよろしく申し上げます。

議長（会長）

只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員さんより報告をうけたいと思います。1番。

3番

失礼いたします。

1番案件について、ご説明いたします。議案説明資料1ページをご覧ください。

1番案件は贈与による所有権移転となります。

申請地は、東大洲地区の5ヶ所に分かれておりますが、後継者へ一括贈与したいとのことで申請に至っています。

譲受人は、長男と二人で農業に従事しており、取得後の農地管理に不安はないものと考えます。

調査結果につきましては、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第7号関係までの規定に該当する事項はないため、特に問題はないものと思われます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長（会長）

はい。続いて、2番。

11番

失礼いたします。

2番案件について、ご説明いたします。議案説明資料2ページをご覧ください。

売買による所有権移転となります。

申請地は、菅田公民館から南西に700mから800m内に点在する田4筆と畑1筆になります。現在の居住地付近で農業経営を行っている譲受人が交通の便がよく効率的に農業ができる申請地を購入することになったそうです。

農業は、夫婦で年間を通して従事しており、所有権移転後の管理に問題はないものと考えます。

調査結果につきましては、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第7号関係までの規定に該当する事項はないことを確認しています。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長（会長）

はい。続いて、3番。

22番

失礼します。

3番案件について、ご説明いたします。議案説明資料3ページをご覧ください。

申請地は、八多喜公民館の北東約800mにある譲受人の自宅に隣接する畑1筆になります。現地調査を行いました。新たに栗を植栽する準備がされているところでした。

譲受人は、本人・妻・母と3人で農業に従事しており、所有権移転後の管理に問題はないものと考えます。

調査結果につきましては、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第7号関係までの規定に該当する事項はありません。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 (会長)

続いて、4番。

25番

失礼します。

4番案件について、ご説明いたします。議案説明資料4ページをご覧ください。

4番案件は後継者へ一括贈与を行う所有権移転となります。

申請地は、今坊地区内の各所に点在する樹園地28筆です。主に柑橘類やキウイフルーツを栽培しています。

申請人は家族で大規模に農業経営されており、所有権移転後についても、これまで同様、農業を続けていくとのことであり、特に問題はないものと考えております。

調査結果につきましては、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第7号関係までの規定に該当する事項はありません。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 (会長)

はい。続いて、5番。

26番

5番案件について、ご説明いたします。議案説明資料5ページをご覧ください。

当案件は、譲受人が経営規模の拡大を図るために、自作地に近い申請地を売買により取得しようとするものです。

申請地は、櫛生公民館の東約1kmから1.5kmの範囲にある畑3筆で現在も良好に管理されています。

譲受人は、家族で大規模に農業従事されており、耕作管理に関する問題はこれまでに生じておりませんので、所有権移転後の管理に問題はないものと思われまます。

その他、申請書類等の内容を確認いたしました結果は、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第7号関係までの規定に該当する事項はないことを確認しています。

ご審議のほど、よろしく願いいたします

議 長 (会長)

只今、地元委員さんからの報告がありましたが、何かご質疑はありますか。

委 員

(質疑なし)

議 長 (会長)

特にご質疑もないようですので、本案を申請のとおり許可することにご異議はございませんか。

委 員

(異議なし)

議 長 (会長)

ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第42号『農地法第4条第1項の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 (農地係長)

失礼いたします。

議案第42号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」
ご説明申し上げます。

議案書2ページ並びに別紙「議案説明資料」の6ページから19ページを併せてご覧ください。

1番、西大洲の土地1筆です。

申請人が居住している敷地への進入路が狭く不便であるため、新たな進入路を造成するため申請するものであります。

申請地は、別紙議案説明資料9ページの地番地目図において赤線で囲まれた部分となっており、大洲市内中心部から西南西に約2.5kmのところに位置し、JR予讃線伊予平野駅から概ね300m以内にある農地であることから第3種農地と判断いたしました。

一般基準の各審査項目につきましては、別紙議案説明資料6ページをご確認ください。

2番、徳森の土地1筆です。

申請地に隣接する資材置場が不足しているため、敷地を拡張し利用するため申請するものであります。

申請地は、別紙議案説明資料15ページの土地利用計画図において左側の赤線で囲まれた部分であり、大洲市内中心部から東北東に約3.7kmのところに位置し、付近には公共施設等がなく、一定規模以上の農地の集団性がない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断いたしました。なお、資材置場進入の土地所有者からはそれぞれ承諾書を頂いております。

一般基準の各審査項目につきましては、別紙議案説明資料11ページをご確認ください。

3番、東宇山の土地4筆です。

申請地は、周囲を山に囲まれた棚田で道が狭く、また、一昨年の豪雨災害で農地の一部が崩壊するなど耕作管理が困難な状況になっていることから、今後は桧・クヌギを植林し山林として管理するものであります。

申請地は、別紙議案説明資料19ページの地番地目図において赤線で囲まれた部分で、大洲市内中心部から北北東に約6.9kmのところに位置し、付近には公共施設等がなく、一定規模以上の農地の集団性がない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断いたしました。

本案件につきましては、本年3月の第3回定例総会で農用地区域除外についてご審議いただきました案件であり、農振法11条公告がなされています。

一般基準の各審査項目につきましては、別紙議案説明資料16ページをご確認ください。

なお、1番から3番案件すべてにおきまして、既に進入路及び資材置場としての利用や植林をされている違反転用状態であります。このことについては、申請人よりそれぞれ始末書を提出頂いており、県に違反転用事案報告を提出する予定でございます。

以上、3件です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（会長）

只今事務局より説明がありました。まず地元委員さんより報告を受けたいと思います。1番。

1番

1番案件について、調査結果をご報告申し上げます。

説明資料の6ページから10ページをお開きください。

まず、立地基準である第2号の「代替性要件」につきましては、議案

説明資料記載のとおり問題ないと考えます。

次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」につきましては、先程事務局から説明がありましたように、すでに進入路の拡幅をされており、この件につきましては、違反転用の状況にあることから、本人も始末書を提出し、大変反省をされています。

第4号の「周辺農地等への影響」につきましては、申請地周辺は市道や宅地であり、西側に農地があるが同意を得ているなど、各項目において適当と思われることから問題はないと考えます。

よって、本件は、農地法第4条第2項の各号には該当しないため、許可相当として追認許可はやむを得ないものであると考えます。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長）

はい。2番。

6番

失礼します。

2番案件について、調査結果をご報告申し上げます。

説明資料の11ページから15ページをお開きください。

まず、立地基準である第2号の「代替性要件」につきましては、議案説明資料記載のとおり問題ないと考えます。

次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」につきましては、先程事務局から説明がありましたように、すでに資材置場として利用をされており、この件につきましては、違反転用の状況にあることから、本人も始末書を提出し、大変反省をされています。

第4号の「周辺農地等への影響」につきましては、申請地に隣接する所有者の同意は得ており、各項目においても適当と思われることから、問題はないと考えます。

よって、本件は、農地法第4条第2項の各号には該当しないため、許可相当として追認許可はやむを得ないものであると考えます。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長）

只今、地元委員さんからの報告ありましたが、何かご質疑はありませんか。

委員

（質疑なし）

議長（会長）

特にご質疑もないようですので、本案を申請のとおり許可相当として送付することに、ご異議ありませんか。

委員

（異議なし）

議長（会長）

ご異議無いものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定いたしました。

次に、議案第43号『農地法第5条第1項の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局（次長）

失礼いたします。

議案第43号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」ご説明申し上げます。

議案書3ページ、ならびに別紙「議案説明資料」20ページから33ページまでを、併せてご覧ください。

1番新谷の土地、247㎡の案件は、譲受人世帯は、現在借家に居住していますが、子供が成長し手狭で不便であるため、申請地に自己住宅を建築するために、売買により取得しようとするものです。

農地区分は、大洲市中心部から北東に約5.7kmのところに位置し、農地の一定規模以上の集団性や公共施設等も近づくなく、生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しております。

したがって、立地基準の代替性と一般基準についてご審議をお願いいたします。

2番新谷の土地、1,201㎡の案件は、事業の拡大に伴い、現在の敷地内で資材、設備、車両が混在し、車両移動時に危険な状態であるため、レンタカー及び従業員の露天駐車場として、申請地を借り受けようとするものです。

農地区分は、大洲市中心部から、北東に約5.6kmのところに位置し、500m以内にJR新谷駅が存する区域内にある農地であることから、第2種農地と判断しております。

したがって、立地基準の代替性と一般基準についてご審議をお願いいたします。

3番多田の土地、197㎡の案件は、借受人は現在、親である貸渡人と同居していますが、結婚を予定しており、子供が生まれた時のことを見据え、自己住宅建築のために申請地を借り受けようとするものです。

農地区分は、大洲市中心部から北に約4.9kmのところに位置し、農地の一定規模以上の集団性や公共施設等も近づくなく、生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しております。

したがって、立地基準の代替性と一般基準についてご審議をお願いいたします。

以上、3件でございます。ご審議のほど、お願いいたします。

議長（会長）

只今事務局より説明がありましたが、まず地元委員さんより報告を受けたいと思います。1番。

19番

失礼します。

それでは、1番案件、2番案件は私の担当でありますので、2件の調査結果をご報告いたします。

まず、1番案件は議案説明資料の20ページから24ページを参考にしてください。申請地は、21ページの位置図のとおり、新谷公民館から西北西へ約0.7kmに位置する農地になります。

まず立地基準については、報告書記載のとおりであり特に問題ないものと思われま。

次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、許可があり次第借入金にて着工したいとのことであり、問題ないものと思われま。

また、第4号の「周辺農地等への影響」ですが、23ページの地番地目図のとおり、申請地の隣接に農地がありますが、これは譲渡人の農地であり、特に問題ないものと思われま。

次に、2番案件の調査結果をご報告いたします。

議案説明資料の25ページから29ページを参考にしてください。申請地は、26ページの位置図のとおり、新谷公民館から南西へ約0.6kmに位置する農地になります。

まず立地基準については、報告書記載のとおりであり特に問題ないものと思われま

す。次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、許可があり次第自己資金にて着工したいとのことであり、問題ないものと思われま

す。また、第4号の「周辺農地等への影響」ですが、28ページの地番地目図のとおり、申請地の隣接に農地がありますが、隣接農地所有者の同意を得ているとのことであり、特に問題ないものと思われま

す。以上2件は、農地法第5条第2項の各号には該当しないため、許可相当であると考えま

す。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議長（会長）

はい。次に、3番。

21番

失礼します。

それでは、3番案件の調査結果をご報告いたします。

議案説明資料の30ページから33ページを参考にしてください。申請地は、32ページの位置図のとおり、三善公民館から南西に約1.1kmに位置する農地になります。

まず立地基準については報告書記載のとおりであり、特に問題ないものと思われま

す。次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、許可があり次第借入金にて着工したいとのことであり、問題ないものと思われま

す。また、第4号の「周辺農地等への影響」ですが、33ページの地番地目図のとおり、申請地の隣接に農地がありますが、隣接農地所有者の同意を得ているとのことであり、問題ないものと思われま

す。よって本件は、農地法第5条第2項の各号には該当しないため、許可相当であると考えま

す。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議長（会長）

只今地元委員さんから説明がありましたが、何かご質疑はありませんか。

委員

（質疑なし）

議長（会長）

特にご質疑もないようですので、本案を申請のとおり許可相当として送付することにご異議はございませんか。

委員

（異議なし）

議長（会長）

ご異議無いものと認め、本案を申請のとおり許可相当として送付することに決定いたしました。

次に、議案第44号『農業振興地域整備計画の変更について』を議題といたします。

本件につきましては、〇〇〇〇委員に関する事項が含まれていますので、農業委員会等に関する法律第31号の規定により、〇〇委員の退席を求めま

す。事務局の説明を求めま

事務局（農地係長）

失礼いたします。

議案第44号「農業振興地域整備計画の変更について」をご説明いたします。

議案書4ページ及び5ページ並びに別紙議案説明資料の34ページから38ページまでを併せてご覧ください。今回は、農用地区域からの編入3件及び除外1件でございます。

始めに、農用地区域編入関係です。

1番、野佐来の土地、33筆、計19,564.76㎡の案件は、農地中間管理機構関連整備事業により基盤整備を行うことで、機構による担い手への農地の集約化を加速するため編入を行うものでございます。

2番、長浜町櫛生の土地、4筆、計5,688㎡及び3番、柴の土地1筆、2,777㎡の案件は、共に中山間地域等直接支払制度対象農地周辺に存在する優良農地であり、隣接する農地と一体的に生産の振興と農地の保全を図るため編入をするものでございます。

以上3件、38筆、計28,029.76㎡となっております。

次に、農用地区域除外関係です。

1番、戒川の土地、2筆、計2,643㎡の案件は、申請地で麦や芋、葉タバコ等を栽培していたが、転居後は自身も高齢となったため耕作が難しくなり、また鳥獣被害が甚大で借受者もいないことから今後は植林し山林として管理するため、除外の申出があったものです。申出地は周辺の農地への影響はないものと考えられることから、除外の計画変更をしようとするものでございます。

除外後の農地区分は、付近には公共施設等もなく、また、一定規模以上の農地の集団性がない生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しております。

なお、本件は除外後、別の申請地を含めた4条申請を予定されていることから、今回の現地調査及び報告は、戒川地区に隣接する担当地域の都築委員にお願いしております。

以上1件、2筆、2,643㎡となっております。

ご審議のほど、お願いいたします。

議長（会長）

只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員さんより報告を受けたいと思います。1番。

22番

失礼します。

1番案件について、調査結果をご報告申し上げます。

説明資料の34ページから38ページをご覧ください。

まず、立地基準である「代替性要件」につきましては、今回の除外は植林を目的とされており、問題ないものと考えます。

次に、一般基準である「転用の確実性」につきましては、申請人は転居したことで自宅から離れた農地での耕作が困難なうえ、他に借り受ける者もいないことから、植林し山林として管理をしようとするものであり、問題はないものと思われまます。

また、「周辺農地等への影響」につきましては、申請地の周辺は、ほとんど山林となっておりますし、各項目につきましては適当と思われることから、問題ないと考えます。

よって、本件は、農地法第4条第2項の各号には該当しておらず、転用許可相当として、農業振興地域整備計画の農用地区域からの除外についてはやむを得ないものと思われまます。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議 長 (会長)

除外につきまして地元委員さんからの報告がありましたが、何かご質疑はありませんか。

委 員

(質疑なし)

議 長 (会長)

特に、ご質疑も無いようですので、原案のとおり農用地区域から除外することに、ご異議ありませんか。

委 員

(異議なし)

議 長 (会長)

ご異議ないものと認め、本件は原案のとおり認めることに致します。それでは、〇〇委員の入場を許可します。次に、議案第45号『農用地利用集積計画の決定について』を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局
(専門員兼農政係)

議案第45号「農用地利用集積計画の決定について」をご説明します。議案書の6ページから、ご覧ください。

「新規」案件のみを説明させていただきます。

1ページ開けまして、

4番、水稻を栽培するため、賃借権を3年間設定します。

6番、水稻を栽培するため、使用貸借権を10年間設定します。

9ページの12番、水稻を栽培するため、使用貸借権を3年間設定します。

なお、再設定の案件につきましては、議案書の確認をお願いします。

以上、利用権設定・件筆数、12件・25筆、利用権設定総面積、17,367.35㎡。

いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと思われまゝ。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議 長 (会長)

只今、事務局より説明がありましたが、何かご質疑はございませんか。

委 員

(質疑なし)

議 長 (会長)

特にご質疑もないようですので、本案を原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

委 員

(異議なし)

議 長 (会長)

ご異議ないものと認め、本案は原案のとおり決定することにいたします。

以上で、本日の定例総会に提案いたしました議案の全ての審議が終了しましたので、議事を閉じることにいたします。